

**【新病院】厨房機器一式調達
入札説明書**

**地方独立行政法人新小山市民病院
事務部経理課**

この入札説明書は、地方独立行政法人新小山市市民病院契約規程（平成25年4月1日規程第51号。以下「規程」という。）、本件の調達に係る入札公示（以下「入札公示」という。）のほか、本院が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達案件

【新病院】厨房機器一式調達

(案件番号 4 — 1)

(2) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

栃木県小山市大字神鳥谷2251-1

地方独立行政法人新小山市市民病院

※上記住所へ新築移転予定

(4) 納入期限

平成27年12月18日（金）まで

（プレハブ冷凍庫・冷蔵庫については平成27年6月30日（火）まで）

(5) 入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成27・28年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿（区分コード54：厨房機器）に登載されている者であること。

なお、名簿の登載がなされていない者で本入札への参加を希望する者は、小山市役所において随時による登録申請を入札参加申請日までに済ませておくこと。

(2) 契約規程第4条第4項の規定に該当しない者であること。

(3) 栃木県及び小山市並びに栃木県内市町より指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 以下の実績要件を満たし、「実績調書」（様式第3号）を提出できる者であること。

過去10年間で、公告日以前に竣工した、1日あたり調理能力900食以上

(実調理数ではなく、施設調理能力とする。)の病院における新築及び改築工事(ドライシステムの調理場に限り)に関連して、2件以上の当該厨房機器の納入・据付等を行った実績を有している者又はその代理店であること。ただし、当該厨房機器の一部のみを納入・据付等を行ったものは除き、あくまでも病院給食調理場の厨房機器整備を包括的に請け負った実績に限る。

- (5) 新設品厨房機器のメンテナンスが行える整備会社を栃木県内若しくは栃木県近隣に有し、「メンテナンス対応等証明書」(様式第4号)を提出できるものであること。
- (6) 「厨房機器納入体制等証明書」(様式第5号)を提出できるものであること。

3. 問い合わせ先等

契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

〒323-0812

栃木県小山市若木町一丁目1番5号

地方独立行政法人新小山市市民病院

事務部経理課 用度係 本田

TEL 0285-21-3808 (直通)

FAX 0285-21-3801

Mail ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp

4. 競争入札参加申請等

- (1) 本件調達物品の入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書(様式第1号)、実績調書(様式第3号)、メンテナンス対応等証明書(様式第4号)および厨房機器納入体制等証明書(様式第5号)を、**平成27年 5月 28日(木) 17時までに**上記3.の場所へ直接により提出すること。
- (2) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (3) 提出書類に基づき審査を行ない入札参加の可否を決定し、競争入札参加資格確認結果通知書を**平成27年 5月 29日(金) 17時までに**発送する。
- (5) 競争入札参加申請後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。
(様式任意)

5. 入札保証金

入札公示による。

6. 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 **平成27年 6月 2日 午前10時00分～**

イ 場所 上記3. の同所 別館2階会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書(様式第11号)及び入札内訳書(様式第12号)が同封された封筒を、持参する。

(3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、物品売買仮契約書(案)及び契約規程を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は、質疑書(様式第8号)を**公示の日から平成27年 5月 28日(木) 17時までに**、上記3.へFAXまたはE-mailにより提出すること。

回答書は、随時当院のホームページに掲載する。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札会場に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入室しようとするときは、入札担当職員に競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)を、代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(様式第10号)を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退出することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、当院様式の入札書、入札内訳書及び委任状を使用すること。

なお、入札内訳書の記載方法は、入札内訳書記載例を参照すること。

(10) 入札書、入札内訳書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(11) 入札書及び入札内訳書は封筒に入れ、その封皮に入札の日時、案件名、入札参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。ファクシミリ、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(12) 入札書および委任状は、ペン又はボールペン(鉛筆は不可)を使用すること。

(13) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。

(14) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるとき

は、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。

また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

(19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は、契約規程第22条第1項第7号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

なお、**再入札の場合も、入札内訳書を必ず添付すること。**

7. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合せたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札

(5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

9. 契約保証金

入札公示による。

10. 仮契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された仮契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に当該仮契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、仮契約の締結を延長することができる。
- (2) 仮契約書及び仮契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 当該契約案件について、**地方独立行政法人新小山市民病院理事会で議決を得たのち、本契約締結とする。**

11. 支払の条件

納入物品等の代金は、当院の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

12. 契約条項

別添「物品売買仮契約書（案）」による。